釜石都市計画 特別用途地区の変更（釜石市決定）
総　括　図　（２）

1：10，000

平成二十年一月四日

特別用途地区（大規模集客施設制限地区）

変更後　面積　A＝ 約８８ ha

変更前　面積　A＝ 約８４ ha

凡例

都市計画区域	平成19年1月31日指定	面積6,339ha
用途地域	平成28年10月6日釜石市告示第29号	面積1,459ha

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	備考
第一種低層住居専用地域	40	80	外壁後退距離 1.0m 高度地区 高さ北側斜線 10m
第一種中高層住居専用地域	60	200	（その他の参考事項） ●用途地区内の建物 容積率 20% 建ぺい率 10%
第二種中高層住居専用地域	60	200	
第一種住居地域	60	200	●地区計画の区域 釜石東部地区地区計画 1.50ha以上 ●土地区画整理事業 鈴子地区土地区画整理事業 1.50ha以上 鈴子第二地区土地区画整理事業 6.00ha以上
近隣商業地域	80	200	
準工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
特別用途地区（大規模集客施設制限地区）	平成28年10月 6日 釜石市告示第29号	面積 84ha
都市計画道路		
公園・緑地・広場		
その他の都市計画施設	鈴子特別区	
土地区画整理事業区域	鈴子特別区	
建築基準法第42条第1項の道路		

200/60 容積率／建ぺい率

用途地域内の建築物の 用途制限の概要

建築物の用途	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	×	※ 専用部分の用途制限あり
兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	×	※ 日本标准产业分类（第十一次修订）中批发和零售业、住宿和餐饮业、金融和保险业、房地产业、租赁和商务服务业、居民服务、修理和其他服务业、教育、卫生和社会工作、文化、体育和娱乐业、公共管理、社会保障和组织
兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡超150㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	×	○	○	○	○	○	×	※ 事務所は、銀行の支店、郵便局、電話交換所
兼用住宅で非住宅部分の床面積が150㎡超500㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	×	×	○	○	○	○	×	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が500㎡超1,500㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	×	×	×	○	○	○	×	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が1,500㎡超3,000㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	×	×	×	×	○	○	×	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が3,000㎡超かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの	×	×	×	×	×	○	×	
店舗、飲食店、その他サービス施設	×	×	×	○	○	○	×	※ 1,500㎡以下、2階以下
店舗、飲食店、その他サービス施設	×	×	×	×	○	○	×	※ 3,000㎡以下、2階以下
店舗、飲食店、その他サービス施設	×	×	×	×	×	○	×	※ 10,000㎡以下、2階以下
事務所	×	×	×	×	○	○	○	※ 1,500㎡以下、2階以下
事務所	×	×	×	×	×	○	○	※ 3,000㎡以下、2階以下
事務所	×	×	×	×	×	○	×	※ 10,000㎡以下、2階以下
ホテル、旅館	×	×	×	×	○	○	×	
遊技場（客席200㎡未満）	×	×	×	○	○	○	×	
遊技場（客席200㎡以上）	×	×	×	×	○	○	×	
劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	○	×	
風俗営業施設	×	×	×	×	×	○	×	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	×	×	×	×	×	○	○	※ 危険物の数量が政令で定める量以下のものは除く
自動車車庫	建築物の附属車庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以下のもの			○	○	○	○	※ 1階以下
	建築物の附属車庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が600㎡超2,000㎡以下のもの			○	○	○	○	※ 2階以下
	建築物の附属車庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡超のもの			×	○	○	○	
倉庫業を営む倉庫	×	×	×	×	×	○	○	
自動車修理工場	×	×	×	×	×	○	○	※ 作業場の床面積が150㎡以下のもの
自動車修理工場	×	×	×	×	×	○	○	※ 作業場の床面積が300㎡以下のもの
自動車修理工場	×	×	×	×	×	○	○	※ 作業場の床面積が300㎡超のもの
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	×	×	×	×	×	○	○	※ 危険物の数量が政令で定める量以下のものは除く

※1 ○は、当該の用途に供することができるもの、×はできないものを表す。
※2 この他、建築基準法別表第二の規定により、すべての地区について規模、その他の制限が加えられる場合があります。

都市計画道路

種別	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	備考
都市高速鉄道	3・3・1	三陸縦貫自動車道釜石線	22.5	13,190	

公園・緑地・広場

種別	名称	都市計画決定		開設	
	番号	公園名	決定年月日	面積(ha)	開設年月日	面積(ha)
街区公園	2・2・17・1	鈴子公園	昭和50年12月17日	0.15	昭和52年12月 4日	0.15
	2・2・20・1	鈴石公園	昭和59年11月30日	0.12	昭和61年 8月 1日	0.12
地区公園	4・4・3・1	片岸公園	平成27年2月5日	6.7		
総合公園	5・6・1・1	水面公園	（既供用区域） 平成27年2月5日	55.3	（既供用区域） 平成 月 日	49.7
運動公園	6・4・1・1	鳥谷運動場公園	平成27年2月5日	9.0		

注）1．は、当初の決定（変更）年月日

◆ 注 意 ◆

1　この図面は平成27年1月現在のもので、詳細は変更することがあります。ので使用に当たっては注意願います。
2　この図面は縮尺図ですので詳細については釜石市役所都市計画課で確認してください。
3　許可なくしてこの図面を複製することを禁じます。

記号

三角点 ／ 水準点（標石） ／ 標高点 ／ 官庁 ／ 学校 ／ 病院 ／ 神社 ／ 寺院 ／ キリスト教会 ／ 郵便局 ／ 税務署 ／ 消防署 ／ 警察署 ／ 交番 ／ 発電所 ／ 変電所 ／ 倉庫 ／ 工場 ／ 煙突 ／ 記念碑 ／ 自然石 ／ 人工石 ／ 石垣 ／ 堤防 ／ 建物 ／ 普通鉄道 ／ 特殊軌道 ／ 建設中の鉄道 ／ 鉄道・建設中の鉄道 ／ 送電線 ／ 電話線 ／ 都市高速鉄道 ／ 高速自動車国道 ／ 一般国道 ／ 主要地方道 ／ 一般県道 ／ 市道 ／ 農道 ／ 林道 ／ 徒歩道 ／ 建設中の道路 ／ 改良中の道路 ／ 未改良の道路 ／ 橋 ／ トンネル ／ 雪覆 ／ 防雪林 ／ 防雪柵 ／ 防風林 ／ 並木 ／ 果樹園 ／ 桑畑 ／ 茶畑 ／ 竹林 ／ 広葉樹林 ／ 針葉樹林 ／ 針広混交林 ／ 荒地 ／ 湿地 ／ 地形 ／ 水田 ／ 畑 ／ 牧草地 ／ 芝地 ／ その他の農地 ／ 広葉樹林 ／ 針葉樹林 ／ 竹